

西宮市長寿歯科健康診査事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、西宮市内の後期高齢者医療制度被保険者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律第125条に基づく保健事業の一環として歯科健康診査を実施することで、被保険者の健康の保持増進と健康寿命の延伸に寄与するため、必要な事項を定める。

(対 象 者)

第2条 歯科健康診査を受診することができる者は、兵庫県後期高齢者医療広域連合の被保険者であり、西宮市に在住の者であって、実施年度の4月1日に75歳、80歳である者とする。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は当該歯科健康診査の対象者から除外する。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設に入所又は入居している者

(2) 病院又は診療所に六月以上継続して入院している者

3. 歯科健康診査の受診は、1人につき年1回を限度とする。

(健診場所)

第3条 市が診査の実施を委託した機関において実施する。

(健診内容及び判定等)

第4条 歯科健康診査の内容は、次のとおりとする。

(1) 問診：自覚症状、主治医の有無、歯科検診の受診状況等

(2) 口腔内診察：現在歯・喪失歯の状況、口腔清掃状況、歯周組織の状況（CPIプローブによる測定）、歯列咬合・顎関節・口腔粘膜・義歯清掃状況等の状況等

(3) 舌・咀嚼・嚥下機能評価

（嚥下機能評価にはネスレ日本株式会社の開発したEAT-10日本語版を用いる。）

(4) 結果の説明及び保健指導等

2 歯科健康診査の結果は、「異常なし」「要指導」「要精査」「要治療」と判定する。

3 歯科健康診査の記録は、所定の記録票に記入する。なお、受診者には、健診結果として記録票複写分を結果説明時に手渡すものとする。

(受診対象者への通知及び受診方法)

第5条 受診対象者への通知及び受診は、次のとおりとする。

(1) 受診券の送付

市は、受診対象者へ対し、あらかじめ西宮市歯科健康診査受診券を送付する。

(2) 歯科健康診査の受診

対象者は、受診券と被保険者証を委託医に提出して、診査を受けるものとする。

(健診費用)

第6条 長寿歯科健康診査の自己負担金は無料とする。

(結果通知及び事後指導)

第7条 委託医療機関は、健診結果を健診当日に受診者へ直接説明し、要精査・要治療の者については受診勧奨を行う。

2 市は、受診結果を把握する。

(精密検査等に要する費用)

第8条 歯科健康診査受診後の精密検査・治療等に要する費用（保険診療）については、受診者が負担する。

(秘密の保持)

第9条 診査記録票・結果票の取り扱いについては、特に留意し、秘密の保持に努めることとする。

(規定外事項)

第10条 この要綱に定めない事項については、市長がこれを定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。